

上越市地域商業活性化事業補助金

商店街や商工団体等が取り組む収益力向上に効果が見込まれ、かつ補助事業実施後も効果が持続する事業を支援します。

プレミアム付商品券発行事業は補助対象外です。

募集期間

令和8年4月1日（水）～12月28日（月）※

※ 予算額に達し次第、募集を終了します。

【上越市ホームページ】

申請書の様式などの
詳細はこちらをご覧ください。



補助対象者

市内に事務所等を有し、かつ市税を完納している次の(1)～(5)のいずれかに該当する団体が対象となります。

- (1) 商店街振興組合法第2章に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- (2) 組合員数が20以上の中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合のうち、その組合員の3分の2以上が小売業又はサービス業を営むもの
- (3) 商工会法第2章に規定する商工会及び商工会議所法第2章に規定する商工会議所
- (4) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者10者以上によって任意に組織された団体で、その団体の構成員の参加が10者以上となるもの
- (5) 前各号に該当する2以上の団体によって構成される団体

補助金の額等

補助率 **2/3** 補助限度額 **100万円**

補助対象事業

以下の要件をすべて満たす事業を補助対象とします。

- (1) 収益力向上に効果が見込まれ、かつ補助事業実施後も効果の持続が見込まれる事業
- (2) 事業効果が広く地域に波及することが期待される事業

補助対象経費

補助対象経費	補助対象経費の内容	補助対象経費	補助対象経費の内容
謝金	講師、講演者に対する謝金	景品費	景品費 ※別途要件あり
人件費	補助対象事業の業務・事務を補助するために臨時的に雇用した者の人件費	使用料及び賃借料	会場や機材等の借上料
		需用費	物品等の購入費
旅費	講師等の旅費やその他補助対象事業の実施に必要な職員の旅費 ※別途要件あり	事務費・通信運搬費	通信運搬費や振込手数料等の経費
広告宣伝費	事業の広告宣伝に係る経費	委託費	申請団体等が直接実施できないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費
販売促進費	販売等の促進に係る経費		
開発費	新商品・新サービスの開発に係る経費	その他	上記区分以外で補助対象事業の実施に市長が必要と認める経費

提出先
問合せ先

〒943-8601 上越市木田 1-1-3 木田第二庁舎 2階
上越市産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室
TEL：025-520-5734（直通） FAX：025-520-5852 E-mail：chukatsu@city.joetsu.lg.jp

補助対象外経費

(1) 賞金、商品券、1人当たり1万円を超える商品および商品券
(2) 補助対象事業の実施者および関係者の飲食および遊興に係る経費
(3) 不動産の取得に係る経費
(4) 常用で雇用している者の経費
(5) その他市長が不相当と認める経費

補助対象事業の内容

コース番号	コースの名称	補助対象事業の内容
1	新商品・新サービスの開発または改良コース	新商品・新サービスの開発・改良に取り組み、補助対象事業の実施後も継続して商品の販売やサービスを提供する事業 (例) 一店逸品創出運動、商店街内外の事業者間の連携による商品・サービスの開発など
2	DX化コース	デジタル技術を用い、団体等がイノベーションに取り組む事業 (例) 専門家の知見をいかした各種データの収集・分析・活用など
3	経営力向上コース	団体等の経営力または営業力を向上させるセミナー、研修会、講演会または勉強会を開催、参加する事業
4	魅力PR・情報発信強化促進コース	新しい広報活動の開拓を通し、団体等の魅力のPRや情報発信力を強化する事業 (例) SNS 広告など SNS を活用した PR、商店街マップの作成等商店主の個性と魅力を発信する取組など
5	顧客との関係性構築・強化コース	団体等が消費者向けの講習会の開催や会員限定サービスの導入に取り組み、顧客の固定客化を促進する事業 (例) 商店主が講師となる「まちゼミ」等のカルチャースクールなどを運営して顧客との関係性を高めて固定客化に繋げる取組、商店街・商業団体等の会員・サポーターの募集など
6	顧客ニーズ把握・活用コース	団体等の収益力の向上に向けて顧客ニーズを把握し、活用する事業 (例) アンケート調査・グループインタビューなど
7	テーマ・コンセプト形成または浸透コース	団体等の特徴をいかしたテーマやコンセプトを形成、浸透させる事業
8	テナントミックス推進コース	団体等のビジョンやコンセプトを実現するために最適な店舗の誘致または不足業種の進出を促進する事業
9	販売促進コース	補助対象事業の実施期間において団体等の構成員が自らの商品の販売やサービスの提供を促進する事業（プレミアム付商品券発行事業は対象外） (例) スタンプラリー、共同セールの開催など

注意事項

- ・補助対象となるのは、事業実施前の取組に限ります。(事業実施後の申請はできません)
- ・申請時の事業内容に変更が生じる場合は、必ず問合せ先へ事前に相談してください。
- ・補助事業完了後、1月以内または令和9年2月26日(金)のいずれか早い日までに実績報告が必要です。
- ・補助対象者が受けられる補助金の交付回数は一年度につき1回とします。